

# 建設業許可申請 事前確認書

建設業許可申請の手続きをご依頼いただきましてありがとうございます。

許可申請を円滑に進行するため、事前に以下の事項全部についてご回答、ご記入願います。

## ① 許可を申請しようとする業種を○で囲んでください（複数可）

- 1 土木工事業    2 建築工事業    3 大工工事業    4 左官工事業    5 とび・土工工事業
- 6 石工工事業    7 屋根工事業    8 電気工事業    9 管工事業
- 10 タイルれんがブロック工事業    11 鋼構造物工事業    12 鉄筋工事業    13 ほ装工事業
- 14 しゅんせつ工事業    15 板金工事業    16 ガラス工事業    17 塗装工事業    18 防水工事業
- 19 内装仕上工事業    20 機械器具設置工事業    21 熱絶縁工事業    22 電気通信工事業
- 23 造園工事業    24 さく井工事業    25 建具工事業    26 水道施設工事業
- 27 消防施設工事業    28 清掃施設工事業

## ② 現在の事業所について、該当するものに○をつけてください。

- 1 愛知県内にのみ事業所を有している
- 2 愛知県と愛知県以外に事業所（支店等）があり、双方で契約の請負をしている
- 3 愛知県と愛知県以外に事業所（支店等）があるが、本店のみで契約の請負を一括受注している

## ③ 許可の区分について、該当するものに○をつけてください。

- 1 元請工事をメインに受注予定であり、かつ、下請に出す 1 件の工事代金が税込 3,000 万円（建設工事業の場合は 4,500 万円）以上となる見込みである
- 2 1 以外の予定である

## ④ 経營業務の管理責任者の要件について、該当するものに○をつけてください。

- 1 許可を受けようとする業種について、その工事を営む許可法人にて5年以上役員であった
- 2 許可を受けようとする業種について、その工事を営む非許可法人にて5年以上役員であった
- 3 許可を受けようとする業種について、個人事業主として確定申告書を5年分用意できる
- 4 許可を受けようとする以外の業種について、その工事を営む許可法人にて7年以上役員であった
- 5 許可を受けようとする以外の業種について、その工事を営む非許可法人にて7年以上役員であった
- 6 許可を受けようとする以外の業種について、個人事業主として確定申告書を7年分用意できる

7 1～6 以外の場合

[ ]

※ 7に記載事項のある場合、許可申請ができないことがあります。

⑤ 専任技術者の証明について、該当するものに○をつけてください。

許可を受けようとする業種について

- 1 10年以上の実務経験を有する
- 2 中学または高校の所定学科を卒業後、5年以上の実務経験を有する
- 3 大学または高専の所定学科を卒業後、3年以上の実務経験を有する
- 4 二級建築士等、所定の資格を有する
- 5 1～4 以外

[ ]

※ 1～4 のいずれかに該当しない場合は、許可申請ができません。  
また、2～4 に該当する場合、当該証明書等の原本が必要です。

⑥ 許可を受けている第三者の証明の取得の可否について、該当するものに○をつけてください。

- 1 上記④および⑤について、第三者証明を容易に取得できる
- 2 上記④および⑤について、時間はかかるが第三者証明を取得できる見込みである
- 3 上記④および⑤について、第三者証明の取得は困難である

※ 3に該当する場合、自己証明が可能な期間まで経過しないと許可申請ができません

⑦ 専任技術者となられる方について、該当するものに○をつけてください。

- 1 許可申請時点で、他の許可業者の専任技術者として登録されていない
- 2 許可申請時点で、他の許可業者の専任技術者として登録されている

※ 2に該当する場合、その方の登録が解除されるまで、または、他の専任技術者を立てなければ許可申請ができません

⑧ 経營業務の管理責任者であったことを証明する添付資料について

- 1 各年1件×5年分（あるいは7年分）の契約書、請書、請求書または発注書を用意できる
- 2 1に掲げる書類を用意できない

※ 2に該当する場合、許可申請ができないことがあります

⑨ 財産的基礎等の証明について、該当するものに○をつけてください。

1 許可申請時点において第1期決算を迎えていない場合

- 1) いつでも残高500万円以上の金融機関残高証明書を取得することができる
- 2) 月 日頃をメドに500万円以上の金融機関残高証明書を取得することができる
- 3) 500万円以上の金融機関残高証明書を取得することは不可能である

※ 3)に該当する場合、許可申請ができません

2 許可申請時点において1期以上決算を経過している

- 1) 直近の決算書の貸借対照表、純資産合計が500万円以上である
- 2) 直近の決算書の貸借対照表、純資産合計が500万円未満であるが、上記1の1)または2)に該当する
- 3) 直近の決算書の貸借対照表、純資産合計が500万円未満であり、上記1の3)に該当する

※ 3)に該当する場合、許可申請ができません

⑩ 事業所の概要について、該当するものに○をつけてください。

1 所有形態について

- 1) 事業所としている物件は自己所有である
- 2) 事業所としている物件は第三者から賃借しており、賃貸借契約書を提示できる
- 3) 事業所としている物件は第三者から賃借しているが、賃貸借契約書を具備していない
- 4) 事業所としている物件は親族より賃借または使用貸借(家賃0円)している

2 所在地について

- 1) 本店として登記されている住所と同一である
- 2) 本店として登記されている住所と異なる所在地に事業所を構えている

[ ]

### 3 自己所有以外の場合の使用承諾書について

- 1) 賃貸人から使用承諾書を取得できる
- 2) 賃貸人から使用承諾書を取得できない

※ 2)の場合、許可申請ができません

### ⑪ 常勤性を証明する書類について

- 1 社会保険に加入している
- 2 住民税を給与天引きにしている
- 3 雇用保険被保険者証を用意できる
- 4 源泉徴収票およびそれに対応する所得証明書を用意できる
- 5 法人税申告書および決算書ならびに役員報酬内訳書を用意できる

※ 1～5のいずれにも該当しない場合、次のいずれかを選択してください。

- 1) 社会保険に加入する（別途加入手続きおよび費用、ならびに時間がかかります）
- 2) 住民税を給与天引きにする（費用はかかりませんが、手続き完了まで時間を要します）

FAX もしくはメールに添付してお送りください。

FAX 番号 : 0564-83-8518      メールアドレス : kudou@kudoukaikai.jp